

会議名	令和2年度第5回上下水道事業経営審議会
日時	令和2年10月9日（金） 14:00～15:15
場所	市役所本庁舎低層部4階 全員協議会室
出席委員	木村隆之会長、石川宗一郎委員、井深正美委員、鷺見守昭委員 箕輪光顕委員、渡辺貴郎委員、武藤豪委員、近藤隆郎委員 森健二委員、瀬瀬晴美委員、河野美佐子副会長 岡田美津子委員、葛西裕子委員、山田謙一委員
欠席委員	服部学委員
次第	1 審議事項、報告事項、説明事項 （1）答申案「水道料金のあり方についての答申」（審議） （2）中期経営プランの実績報告（報告） （3）水質料金制度の変更について（説明）
議事概要	<p>＜説明事項＞</p> <p>資料「第5回 上下水道事業経営審議会」、「水道料金のあり方についての答申(案)」、「中期経営プランの実績報告」及び「水質料金制度の変更について」により事務局から説明</p> <p>＜説明事項に対する質疑＞</p> <p>(1)答申案「水道料金のあり方についての答申」について (答申について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申案について特に異議がなかったことから、文章等について必要があれば会長と事務局で修正を加え、その上でそれを答申とすることについて、会長から委員に諮り、各委員了承 <p>(2)中期経営プランの実績報告について (未利用地の有効活用及び売却について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員から、上下水道事業部で保有している未利用地の内訳と、その内売却が見込める土地の件数及び面積について質疑があり、現在、26件、6,350㎡の未利用地を保有しており、その内、11件、3,150㎡については売却が見込めるため、今後売却に努めていくと回答 <p>(ディスプレイモデル事業について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員から、ディスプレイの設置状況と、今後の普及の見込について質疑があり、直接投入型のディスプレイについてはモデル事業を終了し、これまでどおり北西部処理区のみで設置を認めている。現在の設置件数は5件。全国的に見ても、平成30年末現在で23の自治体のみが設置を認めている状況で、今後、普及が拡大していく状況ではないと考えていると説明

(配水池の整備について)

- ・委員から、基本設計の実施を見送った藍川配水池について質疑があり、施設の統廃合の考え方の下、岩野田配水池の整備によって、標準的な貯留時間である12時間を市内全体で概ね確保した。こうした中で、配水池のほか水源地等を含む水道施設において、災害対策等優先すべき事業を検討した結果、見送っている状況と説明

(後継の計画等について)

- ・委員から、中期経営プランの後継となる計画について質疑があり、令和元年度に令和2年から令和11年度までの10年間の計画期間とする上下水道事業部経営戦略を策定していると回答

(下水汚泥焼却灰からのりん回収について)

- ・委員から、以前は下水汚泥からレンガを製造して販売していたが、現在はレンガの原料となるような汚泥は発生していないのかとの質疑があり、現在は製造していないが、同じ汚泥焼却灰を処理して、りんを抽出し、処理灰と分けていると回答

(3)水質料金制度の変更について

- ・委員から、制度に該当し、水質料金の徴収の対象となっている事業者について質疑があり、現在、市内で4件の事業者が該当し、業種は食品加工業や樹脂加工業、クリーニング業等と回答
- ・委員から、放流する水は各事業者が浄化し、下水へ放流すべきではないのかとの質疑があり、各事業者で浄化した上で、基準の範囲内の汚水については放流を認めていると回答
- ・委員から、見直しによる減収について質疑があり、水質料金として令和元年度実績で600万円程度の収入があったが、見直しによって令和3年度から、これが0円になる見込みと回答
- ・委員から、水質料金について、全国で統一的なガイドライン等があるのかとの質疑があり、下水道法で徴収が認められており、本市では条例で規定し、今回、その運用を改めると回答
- ・委員から、今回の見直しがプラントに与える影響はないのかとの質疑があり、処理能力の範囲内であり問題はないと回答
- ・委員から、北部プラント、南部プラントの再構築について質疑があり、両プラントとも供用開始から50年程度が経過し老朽化が進んでいることから、今後再構築を検討し、検討が進んだ段階で、地元や関係各位に説明していくと回答